

—派遣法に基づく情報公開—

2024年2月1日 現在	(派遣法第23条 第5項による)
派遣労働者の数	69名
派遣先の数	8事業所
マージン率	22.2%
派遣料金の平均額 (1日8時間あたりの金額)	23,194円
派遣労働者の賃金の平均額 (1日8時間あたりの金額)	18,041円
労働者派遣法30条の4 第1項の 労使協定の締結の有無	有
上記労使協定の有効期間	2023年4月1日～2024年3月31日
上記労使協定の対象となる労働者の範囲	番組制作におけるプロデューサー、ディレクター業務 及び番組制作サポート業務に従事する派遣労働者
キャリア形成支援制度に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・ テレビ番組制作における初歩的な知識・ AD、AP企画制作研修・ プロデューサー、ディレクター研修・ リーダーシップ研修・ 編集機の操作
その他労働者派遣事業の業務に関し 参考となるとみとめられる事項	<ul style="list-style-type: none">・ 福利厚生等：社会保険完備、定期健康診断、有給休暇、 育児介護休業